

令和3年第6回占冠村議会臨時会会議録（第1号）
令和3年11月30日（火曜日）

○議事日程

- 開会宣告（午前10時00分）
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定
諸般報告
議長諸般報告
村長行政報告
- 日程第3 議案第1号 令和3年度占冠村一般会計補正予算（第4号）

○出席議員（7名）

議長	8番	児玉真澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	4番	細谷誠君		5番	下川園子君
	6番	小林潤君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
総務課長	三浦康幸	企画商工課長	平岡卓
農林課長	小尾雅彦	林業振興室長	根本治
建設課長	小林昌弘	住民課長	伊藤俊幸
福祉子育て支援課長	木村恭美	トマム支所長	石坂勝美
会計管理者	合田幸	総務担当主幹	阿部貴裕
財務担当主幹	鈴木智宏	社会福祉担当主幹	野原大樹
子育て支援室主幹	森田梅代		
（教育委員会）			
教育長	多田淳史	教育次長	平川満彦

○出席事務局職員

事務局長	岡崎至可	事務補	三ツ谷陸翔
------	------	-----	-------

午前10時00分

◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君） 改めまして皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから令和3年第6回占冠村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、4番、細谷誠君、5番、下川園子君を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎議長諸般報告

○議長（児玉眞澄君） これから、諸般の報

告を行います。事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページをお願いいたします。今期臨時会に付議された案件は議案第1号の1件です。

説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下記載のとおりです。

令和3年第5回臨時会以降の議員の動向は、10月26日から27日、決算特別委員会から記載のとおりです。

審議資料の4ページから5ページは令和3年10月分の例月出納検査の結果です。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（児玉眞澄君） 村長から行政報告のため、発言を求められておりますので、その発言を許可します。村長。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので行政報告をいたします。

審議資料2ページになります。行政報告。1、主な用務等ではありますが、10月25日、令和3年第5回占冠村議会臨時会以降、記載のとおりでございます。3ページ、2の入札については、記載のとおり5件を執行しております。以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第3 議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、議案第1号、令和3年度占冠村一般会計補正予算（第4号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三

浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） おはようございます。それではご説明させていただきます。議案書1ページをお願いいたします。

議案第1号、令和3年度占冠村一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

令和3年度占冠村一般会計補正予算（第4号）は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7900万円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。また、地方債については、第2表地方債補正によります。

まず第1表、歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。議案書2ページをお願いいたします。まず、歳入につきまして、14款、国庫支出金、2項、国庫補助金は700万円の増額で、内容は議案書7ページにございまして、この度の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金でございまして。

19款、繰越金、1項、繰越金は520万円の増額で、内容は前年度繰越金でございまして。

21款、村債、1項、村債は680万円の増額で、内容は9ページのとおり歯科診療所医療機器購入事業に係る過疎対策事業債でございまして。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。議案書3ページをお願いいたします。

3款、民生費、1項、社会福祉費は、福祉灯油上乗せ等で235万5千円の増額。

3款、民生費、2項、児童福祉費は、子育て世帯への臨時特別給付金で700万円の増額でございまして。

4款、衛生費、1項、保健衛生費は、トマム歯科診療所の医療機器購入事業費で964万

5千円の増額でございます。

続きまして議案書4ページをお願いいたします。地方債補正につきましては、過疎対策事業債、歯科診療所医療機器購入事業を限度額680万円として追加するものでございます。

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 3ページの歳出、民生費の社会福祉費の福祉灯油235万5千円ということで補正になっておりますけれども、具体的に何世帯を対象とし、どのくらいの補助になるのかを教えてください。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 藤岡議員の質問にお答えいたします。3ページに記載されております内容、10ページ3款、1項、1目、社会福祉総務費の福祉灯油説明の欄に福祉灯油25万5千円、福祉灯油原油高騰対策拡大分210万円と2つに分けております。上の段の25万5千円につきましては、当初予算におきまして1世帯当たり1万8千円で85世帯分の153万円で福祉灯油事業として計上させていただいておりますが、原油価格の高騰により1世帯当たり、3千円を増額して2万1千円で支給したく予算の計上をするものでございます。

続きまして、福祉灯油原油高騰対策拡大分210万円の内容でございまして、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策でエネルギー価格高騰対策として総務省は地方公共団体が生活困窮者に対する灯油価格等の助成など原油価格の影響を受けている生活者を支援するために行う原油価格高騰対策に対し特別交

付税措置を講ずるとしたことから本村の福祉灯油事業の対象者を村民税非課税世帯のうち、今は高齢者世帯、障がい者手帳を交付されている者の世帯、18歳未満の子を扶養しているひとり親世帯としていた限定要件を取り外しまして、対象者を村民税非課税世帯に拡大するものでございます。ただし非課税世帯であっても施設入所者、長期入院患者等で基準日以降引き続き2カ月以上不在の世帯、生活保護者世帯を対象外として計上するものでございます。先ほど申し上げました高齢者等以外の対象者分でございます。非課税世帯およそ100世帯を対象として1世帯当たり2万1千円の支給で210万円を計上するものでございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

（伊藤住民課長、挙手）

住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 先ほど衛生費の中で医療機器の購入費について、トママ歯科診療所と説明を申し上げましたが、これにつきましては占冠歯科診療所でございます。今現在不具合が生じているのはトママ歯科診療所の診療台で、12月からお休みさせていただくということになっておりますけども、この機器の更新に当たって原田所長とも協議し、患者数や使用頻度等を考慮しまして、購入する機器については占冠診療所に行って、占冠歯科診療所にある診療台をトママ歯科診療所の方に移設して使用していきたいということで考えておまして、そのように進めさせていただきたいということで考えております。

訂正をさせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、令和3年度占冠村一般会計補正予算（第4号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上をもって本臨時会に付議された案件はすべて終了しました。

したがって会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第6回占冠村議会臨時会を閉会します。

閉会 午後10時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3 年 12 月 10 日

占冠村議会議長 児 玉 眞 澄

(署名議員)

占冠村議会議員 細 谷 誠

占冠村議会議員 下 川 園 子